	2	プラスチック製容器	—	5ℓ	—	60ℓ	1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N	60ℓ	1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，複合容器，シリンダー
		金属製容器		5ℓ					
	3	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ	5ℓ	220ℓ		220ℓ	
		プラスチック製容器	1ℓ	5ℓ					
		金属製容器	1ℓ	5ℓ					

㈱　ガラス製又は陶製容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「Y373」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
1228	3	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			

㈱1）ガラス製又は陶製容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏えいしない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

2）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

3）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

4）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「374」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
包装物当たりの許容質量	外装容器
旅客機　5kg 旅客機以外の航空機　50kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，1N2，4N

㈱1）包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。

2）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y374」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
包装物当たりの許容質量	外装容器
2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。

2）1カートリッジ当たりに含まれる引火性液体の許容容量は0.5ℓを超えないこと。

3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

別表第1備考11の㈱「377」の項から「Y455」の項までを次のように改める。

「377」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
	内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
1162，1196，1250，1298，1305，2985	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ	1A1，1A2，1D，1G，1H1，1H2，4A，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	5ℓ	1A1，3A1，6HA1，鋼製シリンダー
	金属製容器	5ℓ				

㈱　金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

⑷　可燃性物質類

「Y440」、「Y441」、「Y442」及び「Y443」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
Y440	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1kg		ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			